

## 大和市監査委員告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年12月25日

大和市監査委員 中村正樹

大和市監査委員 赤嶺太一

- |          |   |
|----------|---|
| 1 監査等の種類 | 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査  |
| 2 監査対象   | まちづくり部  |
| 3 監査対象期間 | 令和6年12月～令和7年11月   |
| 4 監査年月日  | 令和7年12月25日  |
| 5 監査の方法  | この監査は、大和市監査基準に従い、まちづくり部（まちづくり総務課、道路整備課、道路管理課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。 |

なお、赤嶺太一監査委員は、直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (8) 備品管理に関する事務
- (9) 金券等の受払に関する事務
- (10) 財産取得管理に関する事務
- (11) 道路占用許可に関する事務
- (12) 法定外公共物占用許可に関する事務

- (13) 原材料の管理に関する事務
- (14) 現金取扱に関する事務
- (15) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務

6 主な着眼点

- ・予算執行が適正かつ効率的に行われているか
- ・収入調定の時期及び金額は適正か
- ・契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
- ・補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
- ・事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
- ・前回の監査における指導事項が改善されているか

7 監査結果

財務に関する事務等の執行は、おおむね適正に執行されている  
ものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭に  
より指導を行った。